

令和3年度行政事業レビューシート (法務省)

事業名	オンライン登記申請システムの維持管理			担当部局庁	民事局	作成責任者			
事業開始年度	平成16年度	事業終了 (予定) 年度	令和3年度	担当課室	総務課	総務課長 村松 秀樹			
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	不動産登記法(平成16年法律第123号)第16条、第18条、第119条第1項、第120条第1項、第121条第1項、不動産登記令(平成16年政令第379号)第22条第1項、会社法(平成17年法律第86号)第907条、商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条、第12条(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律(明治31年法律第14号)第4条において準用する場合を含む。)、第12条の2、第14条(外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律第4条において準用する場合を含む。)、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律(平成10年法律第104号)第7条、第8条、第9条、第10条、第11条第1項、第2項、第13条第1項、第2項、後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第4条、第5条、第7条、第8条、第10条、附則第2条、供託法(明治32年法律第15号)第2条、第8条			関係する 計画、通知等	「新たな情報通信技術戦略」(平成22年5月11日IT戦略本部決定) 「電子行政推進に関する基本方針」(平成23年8月3日IT戦略本部決定) 「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和3年6月18日閣議決定) 「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定) 「成長戦略フォローアップ」(令和3年6月18日閣議決定) 「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)				
主要政策・施策	IT戦略			主要経費	その他の事項経費				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	不動産登記、商業・法人登記等の登記申請や証明書請求等の登記関係手続について、インターネット等を利用したオンラインによる申請(請求)を行うことを可能とし、国民サービスの向上を図ることを目的としている。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	登記関係手続に関するオンラインによる申請(請求)を行うことを可能とするためのコンピュータシステムについて、安定的な運用及び管理を行うとともに、利用者の利便性の向上を図る。 なお、本事業は令和3年度より内閣官房へ一括計上している。 【事業名:登記・供託オンライン申請システムの整備及び運用(情報通信技術調達等適正・効率化推進費) 事業番号:2021-官房-新21-0017】								
実施方法	直接実施、委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	1,804	2,967	3,641	-	-		
		補正予算	-	-	318	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	302	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	▲ 302	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計		1,804	2,967	3,657	302	0		
	執行額		1,748	2,941	3,604				
執行率(%)		97%	99%	99%					
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		97%	99%	91%					
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由				
	計		-	-	令和3年度より内閣官房へ一括計上				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	システム運用に係る作業依頼、問合せ等の件数につき、昨年度減を目標とする。	システム運用に係る作業依頼、問合せ等の件数	成果実績	件	300	369	495	-	-
			目標値	件	383	300	369	-	-
		達成度	%	127.7	81.3	74.5	-	-	
根拠として用いた 統計・データ名 (出典)	運用・保守作業実績報告書								

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込
				オンライン登記申請システムの稼働率	活動実績	%	100	100
		当初見込み	%	99.9	99.9	99.9	-	-

単位当たりコスト	算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込	
				X(年度ごとの執行額)÷Y(年度ごとのシステム運用時間)	単位当たりコスト	百万円	0.5	0.8
		計算式	X/Y	1,748百万円 / 3,538時間	2,941百万円 / 3,480時間	3,604百万円 / 3,524時間	-	

事業所管部局による点検・改善

政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	国民の財産や身分関係の保護(Ⅲ-10)		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度	
					施策	登記事務の適正円滑な処理(Ⅲ-10-(1))				
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	測定指標	定量的指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度	
					実績値	-	-	-	-	-
					目標値	-	-	-	-	-
	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	2年度	3年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度		
				成果実績	-	-	-	-	-	
				目標値	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-		

事業の効率性

項目	評価	評価に関する説明
事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	利用件数が多く、国民のニーズは高い。国の制度である登記の事務を行うためのシステムである。
地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国の制度である登記の事務を行うためのシステムであり、国が実施する必要がある。
政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	登記事務を行うためのシステムであり、国民経済に与える影響・効果は大きく、優先度は高い。

競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	各種契約の締結に当たっては、原則、一般競争入札の方式により実施している。 「登記オンライン申請システム(第三期システム)を構成する機器等の賃貸借」(契約金額35億6,200万円)については、一者応札であったが、機器の搬入・設置・環境設定等の業務とともに、機器納入後から本番運用開始までの間の各種テスト等における機器の設定等の作業に対応するものであり、応札を検討する業者においてテスト期間中の要員確保の可否等を検討した結果、応札しないと判断したものと推測される。今後、同種の調達を行う際は、本調達や類似案件の実績(作業内容や工数等)及び機器業者に求める作業内容の詳細を応札希望者に開示することで、一者応札の解消に努めていきたい。
一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	有	また、競争性のない随意契約として、「登記オンライン申請システムを構成する機器等の賃貸借」(契約金額3億0,700万円)が該当するが、当該契約の相手方は、当初契約において一般競争入札により落札した者であって、当該機器等を継続して賃貸可能な者は契約の相手方のみであることから、特段の問題はないものと考えている。
競争性のない随意契約となったものはないか。	有	
受益者との負担関係は妥当であるか。	-	-
単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	コストの水準については、第三者である登記情報システム等に係る統合管理支援等業者の意見等により妥当性を判断している。
資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業の運用のために真に必要なものに限定されている。
利用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	オンライン登記申請システムの機能改修に当たり、令和2年12月に閣議決定された政府方針を踏まえた仕様内容とするための十分な検討に、所要の期間を要したため。
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	○	システム機器借料について、再リース等を用いた機器の効率的な利用により経費の縮減を図った。

事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	成果実績は、成果目標から大きな乖離はなく、おおむね成果目標に見合ったものとなっている。					
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	オンラインによって登記関係手続を行った場合には直ちに受付等がされるなど、実効性、利便性ともに高い。					
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	信頼性要件に基づき、本システムに必要な稼働率を維持しているといえる。					
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	ネットワーク等共用することのできるものは共用するなど有効利用している。					
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管府省名</th> <th>事業番号</th> <th>事業名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>	所管府省名	事業番号	事業名			-	
所管府省名	事業番号	事業名						
		-						
点検・改善結果	点検結果	本事業は、「事業概要」に示すとおり国民の経済取引活動を支える社会インフラとして、高い可用性、機密性及び完全性が求められていることから、引き続き、事業を円滑に継続していく必要があるが、各要求事項については、利用者視点や業務改革を踏まえた機能の開発及び更なる運用経費の削減の取組を進める必要がある。登記・供託オンライン申請システムは、オープンシステムとして構築され、仕様が公開されているソフトウェアを採用しているなど、ベンダーロックインを極力排除するの方針の下、入札を行っているところ、結果的として、一者応札となったものもある。						
	改善の方向性	複数業者の競争によるコスト削減を図るため、引き続き、システムの設計書を応札予定者に公開しつつ、CIO補佐官の助言を踏まえた仕様の見直しを行っていく。						
外部有識者の所見								
外部有識者による点検対象外である。								
行政事業レビュー推進チームの所見								
終了予定	-							
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況								
予定終了通し	令和3年度より内閣官房へ一括計上。							
備考								
<p>平成24年度行政事業レビュー公開プロセス レビューシート番号 0022 事業名 オンライン登記申請システムの維持管理 評価結果 抜本的改善 取りまとめコメント</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン利用率の上げのための方策を具体的に講じ、目標と実績、コスト削減効果を検証すべきである。 ・オンライン利用申請手続の範囲及び商号調査端末については、現在の利用状況を踏まえて見直しを行うべきである。 <p>・行政事業レビュー公開プロセスにおける上記の指摘を受け、①オンライン手続の負担軽減、②オンライン申請等に係る処理の見直し、③システムの利便性の向上、④経済的インセンティブの活用、⑤普及啓発等のオンライン利用率の上げのための方策を随時実施している。なお、従前の成果目標に掲げていたオンライン利用率については、平成29年度において達成度が100%を超えている。</p> <p>・現在の利用状況を踏まえたオンライン利用申請手続の範囲の見直しのうち、動産・債権譲渡登記の甲号申請手続については、平成26年6月に登記申請方式を見直すなどの取組を推進した結果、オンライン利用率が大幅に向上し、成年後見登記の甲号申請手続については、オンライン申請について法務省ホームページで案内するとともに、関係団体などにパンフレットを配布するなどして広報、周知を行っている。 なお、登記情報の提供サービスなどインターネット上で商号を調査することができる環境を整備し、平成25年度から商業登記所以外の登記所に設置されていた商号調査端末を平成30年度までに廃止済みである。</p> <p>支出先上位10者リストには、平成30年度及び令和元年度に入札を行ったものが含まれる。</p>								

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0021	-	-	-
平成23年度	0020	-	-	-
平成24年度	0022	-	-	-
平成25年度	0052	-	-	-
平成26年度	0042	-	-	-
平成27年度	0041	-	-	-
平成28年度	0040	-	-	-
平成29年度	0040	-	-	-
平成30年度	0040	-	-	-
令和元年度	法務省 - 0041			
令和2年度	法務省 - 0043			

※令和2年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

法務省
3,604百万円

〔・オンライン登記申請システムを運用管理するために必要な役務等〕



【国庫債務負担行為等】

A 富士通株式会社ほか
3,604百万円

〔・オンライン登記申請システムを運用管理するために必要な役務等〕

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)

費目・用途 (「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と用途の双方で実情が分かるように記載)	A.富士通株式会社			B.		
	費目	用途	金額 (百万円)	費目	用途	金額 (百万円)
雑役務費		登記オンライン申請システムの更改に係るアプリケーション設計・開発及び移行等業務	1,675	-	-	-
雑役務費		登記オンライン申請システムの運用・保守業務	672	-	-	-
雑役務費		登記情報システムの端末装置のOS等の変更に伴う登記オンライン申請システムの非互換対応及び対応支援等業務	37	-	-	-
雑役務費		登記オンライン申請システムの民間事業者向けAPI公開方法見直し等に伴う改修等業務	16	-	-	-
計			2,400	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	富士通株式会社	1020001071491	登記オンライン申請システムの更改に係るアプリケーション設計・開発及び移行等業務	1,675	国庫債務負担行為等	-	-	
2	富士通株式会社	1020001071491	登記オンライン申請システムの運用・保守業務	672	国庫債務負担行為等	-	-	
3	富士通株式会社	1020001071491	登記情報システムの端末装置のOS等の変更に伴う登記オンライン申請システムの非互換対応及び対応支援等業務	37	国庫債務負担行為等	-	-	
4	富士通株式会社	1020001071491	登記オンライン申請システムの民間事業者向けAPI公開方法見直し等に伴う改修等業務	16	一般競争契約 (最低価格)	1	98%	-
5	東京センチュリー株式会社	6010401015821	登記オンライン申請システム(第三期)機器等	510	一般競争契約 (総合評価)	1	99.2%	-
6	東京センチュリー株式会社	6010401015821	登記オンライン申請システム機器等	307	随意契約 (その他)	-	97.2%	-
7	東京センチュリー株式会社	6010401015821	登記オンライン申請システム機器等の導入等	86	一般競争契約 (総合評価)	1	99.2%	-
8	東京センチュリー株式会社	6010401015821	電算システム用空調和機	1	随意契約 (その他)	-	100%	-
9	リコーリース株式会社	7010601037788	登記識別情報通知用印刷装置等	119	随意契約 (その他)	-	99.6%	-
10	リコーリース株式会社	7010601037788	登記識別情報通知用印刷装置等	20	国庫債務負担行為等	-	-	
11	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	9010601021385	登記オンライン申請システムの操作サポートデスク業務	95	国庫債務負担行為等	-	-	
12	株式会社インターネットイニシアティブ	6010001011147	オンライン・提供システムインターネット接続サービス	21	国庫債務負担行為等	-	-	
13	地方公共団体情報システム機構	3010005022218	公的個人認証サービス情報提供手数料	7	随意契約 (その他)	-	100%	-
14	株式会社ブレインワークス	4140001010682	登記オンライン申請システム及び登記情報提供システムのセキュリティ監査業務に係る請負契約	3	一般競争契約 (最低価格)	2	59.4%	-
15	富士電機株式会社	9020001071492	法務省民事局登記情報センター用無停電電源装置の保守点検業務	2	一般競争契約 (最低価格)	1	94.6%	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト

	ブロック名	契約先	法人番号	業務概要	契約額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (契約額10億円以上)
1	A	東京センチュリー株式会社	6010401015821	登記オンライン申請システム(第三期システム)機器等	3,562	一般競争契約 (総合評価)	1	99.2%	<p>本調達では、機器の搬入・設置・環境設定等の業務とともに、機器納入後から本番運用開始までの間の各種テスト等における機器の設定等の作業に対応するものであり、応札を検討する業者においてテスト期間中の要員確保の可否等を検討した結果、応札しないと判断したものと推測される。</p> <p>今後、同種の調達を行う際は、本調達や類似案件の実績(作業内容や工数等)及び機器業者に求める作業内容の詳細を応札希望者に開示することで、一者応札の解消に努めていきたい。</p>